

社説

東本願寺騒動の始末

東本願寺改革の騒動は、一掃にして容易に静まる可しと思はれず、事の發端は同派の學校に於て本山の改革を唱へ、一同退學を命ぜられしより起りしものにして是等の發端人は未寺未派に氣脈を通じ、機を飛ばし遊説を試み、宗内各寺の奮起を促したる爲め、火の手は忽ち四方に擴がりて、此處にも集會、彼所にも運動、有志の徒は續々京都に攻め上りて、本山に改革を迫る其趣意は會計の不始末、布教の不行届を責むるに在りて先づ未寺の議會制度を設け、執事等を経て會計を整理し、宗務を改良す可しと主張すれども、本山も亦相應に防禦線を張て、容易に降伏せず會計は斯く、の次第にして不始末には非ず宗門に議會は前法主の遺志に背くが故に採用するを得ずとて、夫れ、精解もし説明もしたれども、斯くては固より改革派を慰撫するに足らざるものと明なれば、本山も一步を譲りて遂に多少の改革を試みたり即ち執事以下の役員を任ずると共に、議政局の制を改め從來は只儀例の制定改正のみを議決するに止まりしものを擴張して、今度は收支豫算を議定し且つ之を監督するのみならず、廣く門末の建議をも受理するの權を擴張し、其營業の半數も是迄は寺務役員を以て任じ來りしに、自今寺務役員を任じて更に二十名の特派員を置く、之を爲りしかば、物論は尙ほ収まらず改革派は結局の改革のみ根本的大改革を爲すに非ずんば満足せずとて、不平を唱へ、新任の役員も本山の意見に従へば改革派の非難を招き、改革派の説を容れんとすれば、本山の意見が容れざるを得ず、進退維谷の窮境に陥りて、果敢しく、宗務を始末するに迫られし、斯くの如き不始末なる本山に向て、計金を納むるも、徒に厭憎の端を起すのみ、後日は是れも、今日の出金は無益なりと嘆息するものありしより、本山の収入は著るしく減じて、平日ならば一日平均千圓以上ある可きものなるに、是れ口は知らざれば、近頃三圓内外の日もありしと云ふ、然れども本山にては三年や五年は賣食して、一圓を得べしとて、容易に屈する色なく、改革派も亦本山が本山ならば、此方にも覺悟あり我々も等しく改革の末弟子にして、何處までも其宗の僧侶なれば、本山にして若し我々の意見を容れずんば、別に宗務所を開て、宗務を兼務す可しとて、抵抗する其趣は恰も先年議會と内閣と相衝突し、議會は内閣の不信任を云々して、議會に大削減を加へんとし、内閣は死守して譲らず、兩々相衝突して、互に一步も進むるを能はざりしが如し、此の如き事なりと云ふ可し、騒動の様子を凡そ右の如く述べて置るれば、如何に進行可きやと云ふ人に、覺悟の眼を以てすれば、双方の争點を明にして、根本の非を改るに非ざれば、今日改革派の口は、唱ふる所の要求を、容れざれば、以て一般の不平を起すに足らざるを、容れざるものなり、覺悟の眼を以てせば、改革派の不行届の外ならず、是れは只、表面の非を、容れずんば、宗門に非ず、宗門に非ず、所以に改革派の不行届、不始末、不行届の、大和貴の不行届は、天下に懸れなき事實にして、肉食妻帯は、宗門の自由なれども、自由に乗じて、法外

に過する其有様は、病人が藥用の爲めとて、僅に許されたる酒の量を通さずして、牛飲泥醉するものに異ならず、正室の外に幾多の侍女を飼ふて、既に肉の滋味を致すのみならず、時として花柳の街に遊び、別荘の酒に酔ひ、細衣と紅裙と相共に亂れて、飄々たるが如き醜態を、宗内不平の眞の原因なれば、我輩の耳にしたる事實を、逐一枚舉するときは、際限なき醜態にして、却て筆端の汚も爲る可きが故に、之を明記せず、其實際を聞けば、無縁の他人すらも、痛に覺え、堪へざる次第なり、況んや之を本寺と仰ぎ、活如來と崇め奉る門末信者に於てをや、心痛せざらん、と欲するを得べからず、彼等が従前の執事、俗僧等を、責るも、其眞實は、此輩大和貴の、右に居る醜態を、幫助し醜態を共にして、毫も醜態の跡なきを、爲るのみならず、本山の金を、私に私に、取るの點にあらざる、醜態の不始末は、斯かるの間に、四方に反響したるも、決して偶然に非ざるなり、然るに、彼等が、唯、不肖の間に、心痛するのみにして、公然正面より攻撃するものと、能はざるは、何ぞや、自から、因縁なきに、非ず抑も、大和貴は、宗祖親鸞以來、一系の法主なり、恰も俗界に於ける君主と同じく、宗内に於ては、神聖視す可きものなれば、如何なる場合に、公然其非行を、鳴らす可らず、一度、其醜態を、犯して、人身攻撃を加ふるときは、宗旨は、根柢より、動搖するの虞あり之を、第一の困難として、第二を云へば、改革派の主唱者中、には、清淨無垢の智識に乏しからざれば、改革派の聲言、と共に、留附和したる、兼僧の内には、屢坊主も、甚だ少なからざるが故に、今日特に、法主の不始末行を、云々するときは、忽ち、本山の怒に、觸れ、斯く云ふ、汝等の、素行は、則ち如何と、反問せられて、答辯に窮し、遂に、水掛論と爲るの恐なきに、非ず、第一、第二共に、實際の困難にして、旁々以て、法主一身上の事は、少しも、日外すると、雖は、只、君側のみ、を、除いて、宗廟宗務を、改良す可しと云ふのみ、豈へば、先年、議會が、内閣員に、不平を抱き、軍艦の製造、其他の、新事業を、否決したるが如し、彼等とて、軍艦の必要を、知らざるには、非ざれば、自由の、内閣を、動かさざるも、能はざるが故に、罪もなき、醜態を、削除して、以て、開闢を、苦めたるのみ、左れば、此際、法主の心の、非を、改めて、善智識の、本色に還るに、あらざれば、假令、以て、改革派の、議論を、容れて、之を、實行するも、以て、門末の、不平を、起すに、足らず、分り切れたるものと、なれども、法主の、耳に入る所の、ものは、只、宗務の、改革のみにして、自身の、行状に、就ては、實て、聞く所なきが故に、得ず、平氣にして、毫も、憂る所なしと云ふ、騒動は、何時治まる可きか、殆んど、際限を知る可らざるなり、然らば、之を如何して、可ならんやと云ふに、本願寺の、醜態は、我輩に於て、最も、盛なる、宗旨にして、天下の、大部分を、領し、就中、東本願寺の、額分は、西よりも、廣しと云ふ、果して、然らば、其、醜態は、東本願寺の、利害に、止まらずして、實に、國民の、醜態に、關する、一大事件なれば、本願寺の、爲めには、氣の、毒ながら、政府の、力を、以て、速に、鎮定を、試み、宗旨の、醜態を、防むる可らざる、實情は、華族の、進退を、監督するの、權あり、同族中、に、實情を、修らし、して、醜態を、再す者、あれば、其、醜態を、停止して、之を、戒むるの、例なれば、東本願寺の、大谷伯も、果して、不行届の、實あらんには、自から、處分の、法ある可し、或は、衆議院の中、には、從前既に、怪しむ可き、人物なきに、非ざ

れども、所屬大法の、顧る所、寛大にして、默々に、附したり、則ち、大谷伯に、限りて、附して、過るとの、説も、あらんか、然らば、則ち、之を、一宗門の、管長として、不問に、附す可らず、管長は、宗務の、進退の、泉源にして、清身一點の、汚穢を、留めず、其一行一舉、一動の、微も、門末信徒の、醜態と爲りて、未來に、衆生を、汚濁し、現在に、世安を、維持して、嚴法法城の本職を、盡す可き者なるに、今日その、管長の、舉動は、如何ん天下、高目の、視る所にて、能く、其本職に、堪へたりと、辯護する者は、なかる可し、否、其門内既に、紛論を生じて、論鋒は、暗々裡に向ふ所を、一に、すれども、管長は、恬として、知らざるもの、如し、宗門内の、醜態は、固より、政府の、干渉す可き所にあらず、されども、其紛論の、聲は、直に、末流の、人心に、影響して、世の、安寧に、害あり、此一段に至りては、從前政府の、慣行に於ても、看過せざる所なれば、内務省に、各宗管長の、任免を、認可するの、權あるを、幸なれば、眞宗大谷派の、管長にして、いよいよ、其職に、堪へずして、遂に、世安にも、不利なりと、認めたる上は、自から、處分の、法ある可し、我輩は、一方に、法主の、悔悟改心を、勧告すると共に、一方には、宮内省内務省の、決心を、促すものなり

貴族院議事

三月十八日午前十時開議

書記官の報告するや、安藤則命氏は、議事に先ち一言し、置き、度々、事ありと述べ、席上より、大體に、論じて、曰く、議第六議會に於て、石代通利、金下、廣田、の件に、付き、安藤則命が、六十四字の、入字を、爲し、文書を、捏造したるに、付き、對し、本員は、廣田、氏に、對して、其事實の、證明を、求めたり、之を、政府は、更に、明答を、與へず、今や、安藤則命は、此事に、關し、力せられたる、議員、廣田、氏に、對して、黙々に、附するものと、能はざる場合、と、なれり、新内閣は、此事を、明にして、警覺の、榮を、與へらるる、や否や、不幸にして、本員は、病氣の、爲め、目下、取調を、爲す、能はざるも、病氣の、故を、以て、之を、廣く、他日、必ず、此事を、提起して、德まで、事實の、證明を得んと、欲するなり、依て、茲に、一言し、置くと、次に、久保田、議員は、普通教育に、關する、質問書を、本日、提出し、置きたるに、依り、聊か、其理由を、開陳すべしと、述べて、登壇し、先づ、質問書を、朗讀して、後、述べて、曰く、學齡兒童を、しり、若く、充分の、教育を受けしむるは、尤も、力むべき、處なるに、然るに、現在、教育の、数は、全國を通じて、六萬に、過ぎず、若しも、完全なる、教育を行はんとすれば、生徒の、數に、割合して、尙ほ、師範生、徒の、定員は、三四萬人の、増加を、爲さざる可らず、殊に、政府は、教育上の、經費支出を、増加せしむる可し、學校の、經費は、悉く、市町村費を、以て、支弁せしむる、國庫より、は、幾何とも、支出せざるなり、何れを、以て、完全なる、教育を、爲すを得んやと、夫より、氏は、我邦に於て、普通教育と、陸軍學校との、經費、割合を、得ざるも、且つ、外國政府が、普通教育に、熱心にして、費用を、惜まざるものと、述べて、教育、學校、生徒及び、學齡兒童の、數等と、一々、數を示して、普通教育の、經費は、幾ら、所以、を、陳じ、政府の、冷淡を、攻撃して、充分の、答辨を、與へられんと、す、と、述べて、日、第一、に入ら

株式會社第十五銀行株式

第一號會社(可決)

徳川、特別委員、委員會の結果を、報告して、曰く、會社成立者、は、第十五銀行株式は、華族の、進退を、監督するものなるが故に、股東の、數を、至當なりとし、反對者、は、世襲財產、を、以て、不可なりと、雖も、第十五銀行、は、附屬に、非ざる可し、故に、他の、銀行も、亦、同様に、如く、すべしと、云ひ、結局、六名の、委員、中五名の、賛成にて、可決すべしとの、議ありたりと、す、又、一名の、委員は、他の、銀行の、重役であるが故に、若くは、質問に、徳川、公卿は、反對者、は、本日、欠席せりと、述べ、會社を、中止して、降壇し、次に、上杉、伯耆守、は、第十五銀行、私立、機關の、政府は、特別の、保護を、爲さるる可し、と、論じ、神樂、會社、特別に、保護を、與へず、但し、充分に、監督する、旨

答辯し議會を省

明治廿日、明治廿日、明治廿日、

私設鐵

中川子爵の説にて、

改正法

築作、藤澤氏は、登記、

私設鐵

小澤武雄氏の説にて、

登録稅

田尻政府委員は、

不正肥料

右は、馬屋原、

古社寺保

拂下米下、